３．少年法の改正について【追加資料】

【厚生労働省　資料】

改正少年法は、平成１９年５月２５日、参議院本会議において可決、成立し、６月１日に公布され、遅くとも本年１１月中には施行されることとされている。

以下は、児童相談所と関係の深い内容に関して、まとめたものである。

○　児童相談所と関わりのある改正内容

１　触法少年に係る警察の調査手続の整備

１４歳未満で刑罰法令に触れる行為をした、いわゆる触法少年に係る事件についての警察官による調査手続きが定められたものである。

①　触法少年に係る事件について、警察官が調査することができる旨を規定。

②　触法少年に係る事件に関し、警察官による呼び出し、質問、公務所等への照会という、任意での調査権限を規定。

③　触法少年に係る事件について、警察官が調査するについて必要があるときは、押収、捜索などができる旨を規定。

【重要なポイント】

この改正部分において児童相談所にとって関わりが深いポイントは、①公務所等への照会、②証拠物の押収・送付、③少年への質問がある。

①　公務所等への照会

従前、児童相談所と関わりのあった事例について、警察から刑事訴訟法第１９７条第２項に基づく照会を受けたことがあると考えられるが、当該規定に基づく照会についても、同様の対応をお願いする。

基本的には、児童福祉の行政機関として子ども本人や家族との面接を実施するなどにより業務上知り得た守秘義務の対象となる事項に関する照会であることから、照会に応じることによって得られる法益とこれに応じないことで守られる法益を個々の事例ごとに比較考量して決定されるべきものである。

ただし、刑事訴訟法第１９７条第２項の照会権限（報告義務）と、照会を受けた者の守秘義務との関係については、一般に、刑事訴訟法第１９７条第２項の照会に応じて報告がなされた場合には、法的義務に基づくものであるので地方公務員法等の規定による守秘義務に違反しないものと解されており、警察官等の調査における照会についてもこれと同様に考えられる。

（参考）
刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）
第百九十七条
　2　捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

② 証拠物の押収・送付

従前、少年が所持した盗品なども所持物として児童相談所長が管理していたが、これら盗品は警察官が証拠物として押収することもある。押収された証拠物については、事件が家庭裁判所に送致されるまで警察官が保管し、送致された場合は警察官が家庭裁判所に送付することとされている。また、送致されなかった場合には警察官が還付手続きをとることとされている。

このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に通知することが必要となる。

③ 少年への質問

触法事実の解明のためには、一時保護する少年に対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童に与える影響に鑑み児童の心身の負担が過重なものとならないよう、当該児童の心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力すること。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方等について、警察と十分に調整を行うとともに、事情聴取に際しては、児童福祉司などの児童相談所職員の立会いなど、児童の成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行うこと。

2　一定の事由に該当する触法少年の事件について、警察官から児童相談所長への事件送致手続きの整備

警察官が触法少年に係る事件について調査を行った結果、当該少年につき家庭裁判所の審判に付すべき事由が存在する場合には、当該事件を児童相談所長に送致しなければならない旨等が規定された。

【重要なポイント】

この改正部分において児童相談所にとって関わりが深いポイントは、①事件の送致、②書類の送致がある。

① 事件の送致

警察が調査を行った結果、当該少年につき家庭裁判所の審判に付すべきものと思料されるときは、引き続き関係諸機関において、少年の健全育成のため、警察の調査結果を活かし事案の真相解明を踏まえた適正な措置がとられるようにするべきであるとの考えに基づき、調査した警察において、単に児童福祉機関の職権発動を促す通知行為に過ぎない「通告」にとどまらず、当然に当該事件を係属させるべく、児童相談所長に送致する制度が設けられた。

② 書類の送致

警察の調査により作成された書類については、警察官から児童相談所長への送致の際にあわせて送付されることとされた。その後、児童相談所長等が家庭裁判所送致の措置をとったときは、児童相談所等の作成書類と共に、警察の作成書類も家庭裁判所に送付することとされている。

3　一定の重大事件に係る触法少年についての、原則、家庭裁判所送致措置。

児童相談所は、触法少年に係る一定の重大事件につき警察から送致された場合には、事件を原則として家庭裁判所に送致すべきこととされた。なお、ただし書きにより、児童相談所長等が送致を受けた事件を調査した結果、家庭裁判所送致の措置をとる必要がないと認める場合は、この原則が適用されない旨が規定された。

【重要なポイント】

重大な触法行為をした疑いのある少年については、非行の重大性にかんがみ、家庭裁判所の審判を通じて非行事実を認定した上で適切な処遇を決定する必要性が高いと考えられる上、被害者保護という観点からも、少年法の手続きによって事実解明等を行う必要があるとの考え方から、今回の改正では、事件を原則として家庭裁判所に送致すべきこととされた。

一方、個々の事案によっては、児童相談所等が行った調査の結果、少年の年齢や心身発達の程度、事案の内容等に照らし、家庭裁判所の審判を経るまでもない場合もあると考えられることから、この場合は、早期に適切な保護を行う観点から家庭裁判所への送致を行わないことができるものとされた。

（＊　一定の重大事件とは、少年法第２２条の２第１項に掲げる「一　故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」「二　前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期２年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に係る刑罰法令に触れると思料される事件である。）

○重大事件を起こした触法少年に対する一時保護・アセスメント等について

過去、社会の耳目を集めた重大事件への対応において、児童相談所が通告を受理した直後に、十分なアセスメントを行わないまま家庭裁判所へ送致した事例がみられるとの指摘がある。

今般、少年法の改正を契機に、こうした指摘も踏まえ、改めて重大事件を起こした触法少年に対する一時保護やアセスメントの在り方などについて点検し、適切な対応が図られる体制の検討をお願いする。

特に、一時保護については、当該少年の心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該少年のプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。

このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備されたい。

また、一方で、一時保護所の狭隘化や混合処遇における問題が顕在化している一時保護所については、「子ども・子育て応援プラン」において「個別対応できる一時保護所の環境改善」を全ての自治体で実施されるよう目標を掲げているので、早急に環境改善を進めていただきたい。